

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	税の収納管理及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、税の収納管理及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税の収納管理及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>○税の収納管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法等の規定に基づき、市税の収納に関する事務を行う。</li><li>・納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。</li><li>・再発行納付書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関する事務を行う。</li><li>・口座振替の納付の受け入れを行うため、納税者の口座振替状況を管理・照会する。</li></ul> <p>○滞納整理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法等の規定に基づき、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の徴収に要する情報の調査事務、差押等の滞納処分の実施を行う。</li><li>・各種催告書の発送、電話催告、訪問催告</li><li>・金融機関等への財産調査、自治体への実態調査、税務署・県税事務所への実態調査、勤務先等への調査</li><li>・財産の差押、換価、繰上徴収、交付要求、滞納処分の執行停止、不納欠損処分</li></ul>
③システムの名称	滞納管理システム 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理システムファイル、宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市総務部収納課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市総務部収納課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。	

<b>9. 監査</b>		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 1②事務の概要	・再発行納付書や納税証明書の出力、 ・市県民税(個人・法人)	・再発行納付書の出力 ・市県民税	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 田上 元一	課長 鈴木 広行	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 鈴木 広行	課長 吉田 峰夫	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 吉田 峰夫	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市総務部収納課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	収納課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市総務部収納課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部収納課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部収納課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6接続しない(入手)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6接続しない(提供)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6入手リスク	十分である	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6提供リスク	十分である	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和6年8月20日	評価書名	税の収納管理及び滞納管理に関する事務(基礎項目評価書)	税の収納管理及び滞納整理に関する事務(基礎項目評価書)	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	可児市は、税の収納管理及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	可児市は、税の収納管理及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 1①事務の名称	税の収納管理及び滞納管理に関する事務	税の収納管理及び滞納整理に関する事務	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 2特定個人情報ファイル名	収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、宛名ファイル	収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名ファイル	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	R2.3.19	R6.1.24	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	R2.3.19	R6.1.24	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 1 ③システムの名称	収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名ファイル	滞納管理システム 宛名管理システム	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 2 特定個人情報ファイル名	収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名ファイル	滞納管理システムファイル、宛名管理システムファイル	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	別表第一の16の項	別表の24の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9 規則第9条第2項の適用	—	[ ]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	R6.1.24	R6.10.25	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	R6.1.24	R6.10.25	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)